

唐代府兵制度拾遺

菊池英夫

【要約】本稿は「開元・天宝期を中心とする唐代兵制の諸様相」と云う題の下にまとめられた論稿の一部で、略々その第一章の主要部分に相当する。筆者はここで、兵役の母体をなした一般担税戸口、即ち州県籍帳に編せられた「百姓」と、軍府籍に載せられた府兵（「衛士」）との関係を考え、所謂「軍府州」における(1)州県民籍帳と軍府名簿との関係、(2)軍府名簿の作製手続、(3)点兵手続、(4)州県の管域と軍府の管轄との関係、(5)府兵の簡点年次の問題等を取扱った。既に論じ尽された感ある府兵制であるが、最近紹介されつつある西域出土文書中の兵制関係史料を利用するための基礎作業として、又唐代の制度運用を特定部門についてできるだけ詳細に捉えて見るために研究した。

序

本稿の成り立ちについては要約の中に述べた如くである。その上、従来の研究に拠つて叙述した個所は多く省いた。従つて多少脈絡を失い、必ずしも一貫した論旨を有つものではなく、特に何事かを中心テーマとして論証しようというわけでもない。むしろ材料を並べたに止つた。幸いに識者の御教示を得て材料を加えてゆくことができればと思ひ、

燕雜を顧みず開陳することにした。なお紙数の関係上、内容的に密接な関係あるIV節を削り註も殆んど削つたので、論拠不明の箇所や誤解を生じやすい不用意な断定と思われぬ叙述も少くない。他日の補訂を期したい。近年のこの方面の研究では、一九五七年三月に岑仲勉氏の專著『府兵制度研究』や、同年十月には唐長孺氏の『唐書兵志箋正』が出て、夫々独自の史料解釈を示され、又極く最近、曾我部静雄教授も一説をとなえられた。筆者としては、卑見と異

る場合は一々論拠を挙げて御教示を乞うべきところであるが、今は割愛したことをお断りしておく。

一 「衛士」と「百姓」

云う迄もなく、唐代前半期の国家常備軍は農民の義務兵役による府兵を建前とした。彼等は普通軍に兵士と呼ばれ、当番して就く任務に応じて、衛士（更に掌閑・幕士・駕士をはじめ多くの職種に分れる）、防人（鎮兵・戍兵等）と呼ばれたが、地方の軍府はすべて京師禁衛の諸衛いずれかに分隸しており、すべての籍兵が近衛上番の義務を負わされたことから、府兵在籍者のすべてを総称して一般に「衛士」と称した。彼等の簡点の母体は、折衝府を設置せられた「軍府州」における、州県戸籍に登録せられた担税戸「百姓」（土戸・実戸・居人）中の、成丁男を原則とした。彼等はその在役期間中の税役負担を免ぜられる（籍帳には課丁見不輪と表現される）規定であり、兵役は、租庸調・正役雜徭と権衡する、国家の載籍民「百姓」丁男の基本的負担体系の一環をなしていた。従つて兵役負担の問題を考察するに当つては、併せて全税役負担配徴の基礎となつた載籍戸・丁

との関係を見逃すことはできない。

I 州県民籍帳と軍府衛士の名簿

州県百姓の編籍手続の概略と、州県の具える各種税役関係帳簿に関しては、既に従来の研究によつてもうかがい得るところであるが、必ずしも充分とは云い難い。これ自身別途に専攻すべき問題であるが、今は本題の範囲外であるので、仮りに諸史料を整理し表示するに止める。

さて、民丁はこうした手続を通じて州県に把握せられるが、彼等の中から、軍府は府兵を簡点し軍籍に入れたわけである。

(1) 簡点の手続 府兵の簡点手続については、何故か直接これを確証する史料に欠き、又従来あまり問題とされることもなかつた。先人の説としては唯一人谷霽光氏が、

凡軍府的州、稱為『軍府州』。『軍府州』都有『軍府籍』和『衛士帳』。前者係後備兵役の名冊、後者是現在任兵役分番宿衛的名冊。都由州刺史折衝和県令按照九等戸和特殊情形分別差定。『三年一定戸、与府兵有莫大關係。府兵的簡点、也是三年一次。其上帳当然依照九等之戸來定奪的。州刺史和折衝、根拠県令戸籍、点選府兵、上奏兵部、如是軍籍的法定手続便算完成。上名軍籍的、

第一表 州県籍帳一覽

年次	期限	単位	責任者	作製手続	文書	記載形式内容	部数	送付保管	保管期間	備考
毎歳	歳終	里	里正	實所部、収	手実	具民之年与地闊隘」具注家口年	県	県	開18勅(冊)、 新食(會)、 律疏、	
毎歳	老令六月 三〇日 起限前	郷	(里正) (耆老?)	手実↓ 郷帳	郷帳	具米歳課役(応管戸、口課戸、 口、不課戸、口) 具注家口年記(戸主、戸口姓名 年令、課、不課、計田畝、計租 税額)	尚書戸部 度支	開7令 開25令	開7令 開25令	新食 通典 新食
毎歳	部以 奏訖	県	県令	手実↓ (郷帳?)	計帳				開28小团停止 三年一回(會)	
毎歳		県	県令	(郷帳等?) ↓ 差科	簿	令(応堪差科戸数、戸等、男丁年 令、充役名)			六典、旧職	
毎歳		県	県令	收手実之際 量其資産皆 盡令親貌形 状以為定簿 大团貌 (定戸)	九等 定簿	計年將入丁老疾、应徵免課役及 給侍者(若五九三疾及丁中多少、 貧富強弱、虫霜旱勞、年取耗実、 過富形状)若疑有姦欺者、隨事 貌定以付於実	州司覆之 然後注籍	開25令 延載元勅 (冊)(會)		
毎三年 (子卯 午酉)	中年以造 籍年子定	県	県令	司計 手帳 赴州勘造 (九等定簿)	戸籍	依式、(戸主、戸口姓名、年齢 続柄、男女別、黄老丁中寡妻妾、 戸口異動、応受田、未受・已受田、 永業・口分・墾田・園宅四至) 以予定九等便注籍脚(戸等、課不 課、篤、廢疾、墾・官・授甲頭某)	一通送尚 書戸部、 一通留州	留三 比五	開18勅 (冊)(令)	
毎三年 (丑辰 未戌)	起正月 三〇日 訖三月 三〇日 納	州	刺史	戸籍	戸籍	依式、(戸主、戸口姓名、年齢 続柄、男女別、黄老丁中寡妻妾、 戸口異動、応受田、未受・已受田、 永業・口分・墾田・園宅四至) 以予定九等便注籍脚(戸等、課不 課、篤、廢疾、墾・官・授甲頭某)	一通送尚 書戸部、 一通留州	留三 比五	開18勅 (冊)(令)	

備考

1、此等ハ類ニ上級官庁ニ提出スルモノ、特ニ保存サレルヨウナ文書ニツイテノ規定デ、實際ノ運用ニ当ツテハマダ各種帳簿ガ
 アツタニチガイナイ。(例) 輸租帳・輸庸帳・正丁帳等。
 2、戸籍・計帳ノ、冊ノ規定ハ、開7、25ハ開元令、律疏ハ唐律疏、
 3、籍帳ハ別一巻トスル、郷ゴトニ記載。
 4、備考欄ノ開7、25ハ開元令、律疏ハ唐律疏、
 新食ハ新唐書食貨志ノ略、同ジク(會)(冊)ハ夫々會要・冊府元龜。

便算是現役府兵、也就是身負『軍名』、不能逃避兵役的一切責任。」
 (西魏北周和隋唐間的府兵) 中国社会経済史集刊五卷一期一〇五
 一六頁)

とのべられているが、史料の根拠は示されていない。私は大綱に於てこの見解を支持することができると思うが、なお一・三の方面からこれを考えて見たい。

先ず谷氏の立論の根拠となつたと思われる史料について見ておこう。

(A) 諸衛士、各立名簿、具三年已來征防、若差遣、仍定優劣為三等、
 每年正月十日送本府印訖。仍錄一通送本衛。若有差行上番、折
 衝府、拋簿而發之。(軍防令開元七年)

(B) 每歲十一月、以衛士帳、上「于」尚書省「兵部、以俟徵發」天下
 兵馬之數、以聞。(旧唐書職官志折衝府〔通典職官〕)

(C) 謂衛士・掌閑・駕士・幕士之類、名、屬軍府者、總是有軍名。
 (唐律疏議二八捕亡律丁夫雜匠亡若有軍名疏議)

谷氏の論拠が右の三条であることは疑いない。所で(B)に云う「衛士帳」は折衝府で作成され毎年十一月に兵部に上げられる文書であることが明らかである。而してこの「衛士帳」は每歲中央で天下見在兵馬之數と状態を把握しておくためのものであり、動員計画もこれに基いて立てられたの

であらう。恰も毎年の全国戸口統計を算出する基礎となり、又來歲課役応入の算定資料となつた戸部計帳に比せられるものようである。谷氏はこれを「現任兵役分番宿衛者的名冊」と云われたが「衛士帳」に所謂衛士は京衛への上番者のみを指すものではなく、広く府兵を総称したものである。十二衛への上番者のみを指す狭義の衛士については、別に

(D) 「折衝府」兵曹、略中、毎月簿番、上衛士之數、以上衛。(六典二五)

(E) 「十二衛」左右衛大將軍・將軍之職掌、略中、毎月、親勳翊五府

之三衛及折衝府之驍騎、応番上者、各受其名簿、以配所職。略中

兵曹、略中、凡番第上下簿書名數、皆受而過大將軍、以配焉。(六

典二 左右衛大將軍)

とあつて、毎月折衝府より本衛に送られる簿があつた。番上に関する文書については別に扱うので今はこれ以上触れない。衛士帳は恐らくこうした各種帳簿に対してヨリ基礎的な文書であつたと思われる。ところがこの衛士帳も更に基く所あつて作製されるわけである。それは州県籍から簡点によつて抽出される兵籍でなければならない。

(A) の名簿も每歲作製されるものであつた。谷氏はこれを

「軍府籍」と考えられ「係後備兵役の名冊」とされたが、その内容は三年以来の各人の勤務就番出征暦を記し、次に差遣ある場合に備えて差発の優先順位を三等に分けたものであり、又上番の組分けもこの簿に拠つたようである。即ち全在籍府兵員の就役一覽簿、就役予定簿と称すべきものである。府兵の簡点は三年一簡といわれるが、もしそうだとすれば、これ又点入の際に作られる軍府籍と云つたものではなく、州県籍帳に対比すればやはり三年一造の籍よりは毎歳の計帳（具来歳課役）や差科簿に似ている。しかしその作製手続を明らかにしてゆくことは、毎三年の簡点手続の解明に当つて互に照明し合うことができると思う。

この名簿（谷氏の所謂軍府籍）については、毎年正月十日に「本府」に送り印し訖り、一通の複本を「本衛」に送るとあるが、その作製者や作製手続については記述がない。「本府」とは当該名簿記載の「有軍名者」を管すべき当該折衝府であり「本衛」とはその府が所属する京師の十二衛のいずれかであることは云う迄もない。しかし「送本府」とあるからには、折衝府以外の官司で作製されて該当折衝府へ送付されるものではなからうか。折衝府で文書の作製

に当るのは長史（永徽・聖暦の間は司馬と称す）及び兵曹參軍事下の録事・府・史等であるが、その職掌を見ても上掲番上衛士の名簿の外、防人名帳、在府者の教習簿、毎歳の考課簿、老弱強壯の揀選簿、甲具弓箭簿等の存在が知られるが、何れも現に府籍に在る者の中、特定の任につくものや特定の条件に該当するものの配置、揀選に関する簿帳の形で、全般の名簿に相当するようなものは見当らない。もし折衝府以外の所で作られるとすれば当然考えられるのは民籍を作製管理する州県であろう。しかし六典^{卷三}京兆河南太原牧及都督刺史の項の職掌には「略闔丁口、甲兵之徵遣」とあるが、その具体的内容は判らず、兵曹（司兵）參軍の条にも「掌武官選舉、^略兵甲器仗、門戸管鑰、烽候伝駟之事」と見えるのみである。州における「甲兵之徵遣」には兵募^①や防丁^②もあつて必ずしも府兵の簡点とは解せられない。これでは不充分であるから次に別途の考察を試みる必要がある。

玉海^{卷三八}に引かれる鄴侯家伝によると、府兵の発遣・教習について、

每発及、皆下符契於本州及府、刺史与折衝勘契而発之。而給其食

券。至暮所期処、驗其芸、非精士不教習、則罪其折衝、甚則加罪州牧。

とあつて、これに抛る限り、訓練動員について折衝都尉と州刺史はその責任を分ち合い、刺史も軍府の機能發揮を監督すべき権限が与えられている。これが事実とすれば当然簡点等についても州司と軍府は協力した筈であると考えることが出来る。

毎三年と云われる簡点に際しては、屢々引かれる如く、擅興律^六諸揀点衛士（征人）取捨不平条疏議に「不平謂捨富取貧、捨強取弱、捨多丁而取少丁之類。財均者取強、力均者取富、財力又均先取多丁。」とあつて、該当者の年令は勿論、その外に戸の貧富（戸等の高下）、戸内丁中数の多少が考慮される建て前であつた。これは谷氏の指摘する如く、理窟から云つて毎三年州県で行われる「定戸」等第の結果を参照してはじめて実情に則すことになるし、又戸等・戸内丁数等にして相い等しければ本人の「力」の強弱を問題とするからであるから、必ずや貌聞を経なければなるまい。かくて簡点に當つて州県官吏が関与したであろうことは略々疑い無い。

更にこのことを間接に証するものとして、軍府の管轄する軍馬についての規定がある。即ち仁井田博士によつて開元二五年厩牧令の条文と考定された厩庫律^五驗畜産不実条の疏議に

諸府内官馬及伝送馬驢、毎年皆刺史折衝果毅等、檢察其老病不堪乘用者、府内官馬、更对州官揀定、云々

とある。一般に官馬の管理が如何に嚴格に行われていたかは、西域出土の長行馬・車坊館馬文書等にもうかがわれる。折衝府の管轄馬の揀定に當つて州官との対定を規定したのは、主として不正防止のためであろうが、州県籍中の民丁の簡点に當つては州県官の立合いは恐らく不可欠であつたであろう。更に府兵は六十入老と共に揀退せしめられる規定であつたが、その入老のことを証するものは州県籍であり、入老揀退手続についてはこれ又必ずや州県官司の手を経たものと思われる。筆者が幸いに、京都大学藤枝晃助教授の撮影にかかる写真を以て見ることを得た願巨六氏旧藏寧楽美術館藏開元二年西州蒲昌府文書^①残片中に（仁井田番号一九、藤枝番号八の中）、左の如きものがある。

蒲昌県

逃衛士劉文伯

右得牒称上件人无牒報入六十処者

去年自入六十正月州使覆至已牒府訖

曹廻住 汜惠住 吳師子

九月前得团状注没賊依檢案内今年四月

日得県牒報前件人見在不言没賊

(下 欠)

この文書は蒲昌県から蒲昌府に宛てられた牒文の残片であつて、云う所は「逃亡兵劉文伯、右の者について問合せを受けたが、それによると元とこの者が入老該当者だと云うことは県から牒報を受けていなかつたと云う。しかし彼は去年の貌聞でたしかに六十と認められ、今年正月には州の使もこれを檢覆し、県としては已に折衝府に牒し訖つてい

入老揀退となれば県より府に牒報せられ、県では貌聞され、州の檢覆を経たことが知られる。この入老揀退手続を見れば、簡点入軍に際して州県より該当者の名簿が提出され、貌が行われたことは略々確實と云つてよからうと思う。なお右文書に見える「团」は毎二百人を以て編成され校尉に率いられる部隊編成単位として知られる团の謂であらうと思われるが、この团は単に軍事行動を行ふ際(当番・差遣等)に編成されるというのみでなく、常時一個の単位として種々の機能を果たしたらしく見うけられる。寧楽博物館文書及び大谷探險隊將來のトルファン文書中の軍兵關係のものには、屢々「团」の字が見え「校尉康実团」とか「校尉高堅团」等、その「主帥」の名を冠して指されている。而して折衝府から各種の事項に關して团に牒・帖・状が下され、又团から状が上せられているのを見ることができ

る。詳考は後に譲るが一言付言しておく。

最後に、これは所謂折衝府制確立以前のこと

に屬するが、唐会要卷八 团貌雜錄・武徳九年十一月条に、

簡点使左僕射封德彝等、以中男十八已上簡取入軍。勅旨已出。給

事中貌徵、執奏不可。略中 徵正色曰、略中 且比國家衛士不堪攻戰、豈

其為少、中若精簡壯健、遇之以礼、人百其勇、何必在多。陛下每云誠信待物、欲使官人百姓並舞嬌詐之心。今之共治、所寄惟在県令制史、年常貌閱、並悉委之。至於簡点、即疑詐偽。望下誠心不亦難乎。

とあつて、初唐においては簡年には簡点使が中央より直派されていたが、毎年の団貌は当時から県令刺史に委されていた。それについて給事中魏徵は、団貌については刺史県令を信用する建て前に立ち乍ら、簡点については州県の貌定に詐偽あることを前提として簡点使に督察せしめ、十八才以上の中男は成丁扱いすることを「国家不信、乃是人情不通、」として批判諫止している。これも又、貞觀の府兵制確立後における簡点が、刺史県令の団貌に基いたであらうことを暗示している。かくて毎歳の衛士名簿とは、毎三年州司軍府対定して大団貌によつて簡点された兵役就役者に対し、毎年州県が小貌閱によつて身死・入老等を明らかにし、及び冒頭に見た如く三年已來の就役状態を檢会して記入するもので、州県で作製されて軍府に送付されたものであらうと考えられてくる。州に於て直接戸籍計帳の事務を管掌する者は戸曹（司戸）参軍であるが、前述靈楽美術

館藏、蒲昌府文書中の、仁井田番号一五、藤枝番号二八の中に、

衛士田通子 高君
 右因前得府牒得
 速報者依檢上件
 蒲昌府件状如前者
 牒府知其張進德等
 州戸曹仍牒府知其闕
 任埋殯依前附牒上州其
 下所由准式者此已牒上州
 状牒 至准状故牒

とある。残欠と筆者の古文書に対する知識不足のため内容不明確で、識者の御教示を受けなければならないが、思うにこれも蒲昌県より蒲昌府に宛てた牒文らしく、「衛士田通子、高君某等について前に府より牒報をうけていたが、その件について府に牒して知らしめる。右の中、張進德等の件は州の戸曹で処理された。仍つて牒して府に知らしめる。又闕（闕？）某の件では、埋葬させることは前述（？）の通りにさせ、その旨を付して州に牒上する。又何か所由

に下して式に准じて取りはからうように命ぜられた件については、己に州に牒上した。状牒至らば状に准ぜよ。」と云うようなことらしい。ともあれ軍府と州の戸曹との間に（県を介して？）牒文の往復の行われていたことがうかがわれるのも、何かの参考になるであろう。

但しこの際疑問となるのは、折衝府と州県の管域とは単純に一致しない点である。「送本府」とあるその当該軍府と州県との関係を次に検討しておこう。

(2) 州県管域と軍府の「地固」 唐の地方行政の基本単位は、云う迄もなく州である。婚田獄訟の行政も、租税物件の催督や蠲免も、徭役差料の調達差遣も、賑恤も、州を以て基本単位とせられていた。州の下部行政単位たる県は屢々置廢割隸が行われたが、州は羈縻州等を別とすれば、改名は多かつたが、置廢は決してそれ程頻繁でなく、後に州と中央との中間機関として藩鎮の幕府が出現し、道が行政区画化した場合でさえ、中央——州の関係こそが基本と考えられていた。しかし南北朝の分裂から隋の集権制の経験を経て組織された唐制に於ては、兵民兩制の分離は原則として貫徹され、州司の管掌は専ら民政に限られた。初唐の

或時期以後、後に団練使を兼ねて団結兵を押統するようになるまでは、一般内地の州県に於ては、武官の選挙考課を通じて間接に軍政の運用を監視する任務の外は、特に命を受けたとき兵募・防丁等の所定兵員数を徵募して中央直派の総管の指揮下に送り出す位で、軍事権と呼ぶ程のものは与えられていない。但し辺要の州には多く都督府がおかれ都督が治州の刺史を兼ねて近傍数州に亘る城隍鎮戍の事を統督し、又管内に配置される軍団の兵馬甲械粮稟の事を管掌したが、これも直接軍事行動を指揮する権限は建て前として与えられていない。しかし軍府州における軍府と州・県司との関係には曖昧な点が多いのは遺憾である。

所で折衝府も、後に更めて検討する如く、州を単位として設置されていた。しかしその一州当りの数は決して均平なものではなく、州の管戸数に対しても全く無関係であった。州県は勿論行政区劃として人口を大きな要素としていたが、同時に一定の管域、空間的領域を有ち、州県界の決定には各州県の面積の釣合ということも考慮に入り、山川等の自然的境界も利用せられ、その結果は人戸の居住状態と完全に適合した境界を持つたとは必ずしも云い難いよう

である。然るに軍府は、夫々八〇〇人乃至一、二〇〇人と云う壯丁を簡点して兵員の定員を確保するを以て唯一絶対の任務としていた。従つて軍府の設置は、空間的に見て州県界内に平均に分布すると云うことはありえず、云わば全く人口本位に、一州内の人戸の定住状態に則して配置されたと云うことができる。かくて地方行政機関としての州県の管域と折衝府の管する兵丁の居住区とは複雑な関係におかれることになる。

唐律疏議九職制律、諸刺史県令私自出界条を見ると、從來あまり注意せられなかつた左の記事がある。

諸刺史県令、折衝果毅、私自出界、仗一百。
疏議曰、州県有境界、折衝府有地団。不因公事私自出境界者、仗一百云々

即ちこれによれば、州県の管域が界と呼ばれたのに対し、

第二表 折衝府治所

府名	関係地名(出典)	推定治所	備考
京兆府崇節府 懷仁府 善化府	雍州始平県崇節府官舎(李夫人墓誌) 蒲城縣懷仁郷(長安志一〇) 蒲城縣善化郷(同一八)	雍州始平県治内 蒲城縣懷仁郷 蒲城縣善化郷	

折衝府にもその所管区域が限定され、地団と呼ばれていたことがわかる。この地団に関しては、目下の所この一条以外徴すべき記事を見出し得ず、的確なことは一切わからな^④い。ただ州県界に準じて折衝果毅が勝手にその外へ出てはならぬと云う以上、空間的な一定の広さを規定された軍府の管轄区域と云つたものに外ならなかつたことだけはうかがい得る。

今一州内の州界と地団との関係を考えてみよう。直接これを伝えた史料は無いが、軍府庁舎の所在地点と県界との関係によつて幾分推測がつく。而して折衝府は「其府、多因其地各自為名。」であつたから、府名≡地名を手掛りとしてその庁舎の設置場所、治所を推定することが可能である。その多くは県名と一致するが、なお興味あるものを手許の若干例によつて示すと第二表の如くである。

安業府	水衡府	仲山府	灌鍾府	槐里府	武亭府	華州義津府	坊州杏城府	丹州長松府	延州寒門府	河中府安遠府	綏化府	曹陽府	并州竹馬府	白馬府	慈州幵城府	懷州鄆下府	鄭州濠州府	鳳翔府三交府	隴州籠盤府	伊州柔遠府	沙州龍勒府	劼殺府	懸泉府	吉州永泰府	
咸陽縣安業鄉(同)一〇)	雲陽縣有水衡府〔在縣西南三里〕(長安志二〇)	雲陽縣有仲山府〔在縣西北四十里〕(同)	灌鍾府折衝、鎮于咸陽馬跑泉精祠(大唐安國寺寂照和上碑)、馬跑泉在咸陽縣西二五里(長安志一三)	授槐里府果毅都尉、府在金城縣(太平廣記四五二) 槐里故城即犬邱城在興平縣東南一〇里(長安志)	武功縣武亭川	華州下邽縣義津鄉(白氏文集故唐坊州郿城縣尉陳府君夫人墓誌銘)	杏城在中部縣西南五里(元和郡縣志四)	咸寧縣、景龍二年移治長松(旧唐地理志)	寒門鎮在延昌縣西北二十里、鎮本在夏州寧朔縣界開元二年移(元和郡縣志)	貞元七、河中尹奏、於古安遠府城內置河西縣(太平寰宇記三二)	虞鄉縣綏化故城後魏綏化郡理所〔在縣西北三十四里〕(同四六)	曹陽墟、在陝縣西南七里(元和郡縣志七) 有曹陽亭〔城〕在靈寶縣東南一〇里(同、及太平寰宇記)	在并州城中(元和群縣志一六)	白馬山在孟縣東北六〇里、山上有白馬関(同上)	幵城縣、後魏置、取鎮成名(旧唐地理志)	(法苑珠林債負篇引証部感志)	新鄭縣濠州府城即東魏河南道行台、侯景營軍之壘(元和郡縣志九)	三交城在寶雞縣西十六里(元和郡縣志三)	龍盤山、在吳山縣東南七里(太平寰宇記三二) 吳山縣、上元元年移治籠盤城(旧唐地理志)	柔遠縣貞觀四年置、縣東柔遠故城(旧唐地理志)	敦煌縣隋大業十一年於漢龍勒城內置龍勒府(元和郡縣志四〇) 龍勒鄉(天寶六載籍)	敦煌縣劼殺鄉(天寶六載籍)	嘉納堂(西涼時建) 其地在子城東北羅城中、敦煌縣懸泉鄉(大石四年手契) 今浮劼殺府(沙州圖經、三所堂)	清江縣、永泰鎮(元豐九城志)	
咸陽縣安喜鄉	雲陽縣界內	同	咸陽縣界內	金城縣界故城	興平	武功縣境	華州下邽縣義津鄉	坊州中部縣杏城	寒門鎮	并州郭下縣內(城中)	白馬関	慈州幵城縣城內	懷州鄆下縣城內	鄭州新鄭縣故城	敦煌縣龍勒鄉	敦煌縣劼殺鄉	敦煌縣懸泉鄉	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	宋代ノ鎮トナル
府治後ニ県治トナル	府治城趾県治トナル	北朝以來ノ郡県治	故城(漢?亭)	関	北魏ノ鎮ノ後	故城(北朝)	城・後ニ県治トナル	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城	故城

アトランダムに拾つたものであるから必ずしも適例とは云えないが、これらによつてうかがわれるところは、当然のこと乍ら府の治所は人戸集中せる県城内におかれ、大県であれば一城内に教府が置かれた場合もある。又県城以外の県界内、県境上と思われる地に置かれた場合も多いが、これらの地名は率ね郷名或いは唐以前からの故城や関の所在地であるとか、古来郡県の置廢を繰返した地であるとか、後に同一名の県や、小都市たる鎮が出現したりしているような所で、県程ではないにしても郷村としては比較的人口密集し、又古来軍事交通上でも重要な地点とされたような場所である。この点軍府治所の研究は宋代以後の農村都市の研究と対比するときにも何等かの問題を提起できるのではなからうか。

又注目すべきは、多くの府名が郷名と一致している事実である。所謂乾燥アジアに入る西北辺はもとより、北支一帯の自然的風土的条件によつて、定住地は制約され、自然村落は自ずと歴朝相承けて城堡を形成した場合が多く、それらが郷・里とされ、行政單位に編成されていた。折衝府の配置は、州県城邑以外の農村地域では率ね自然村落の如

き聚落の分布に対応して布置されたと考えられ、そのような定住形態に則した行政区劃としては、郷や村があつたのである。折衝府の地團は恐らく郷分と密接な關係にあつたに相違ない。唐では百戸を以て一里となし、五里・五百戸を以て郷となしていたが郷の実体については未だ充分明らかにならなれてゐるとは云い難く、果して五百戸と云う建て前が如何様に維持されたかもわからない。恐らく郷にも大小があつたのではなからうか。ともかく、一州内の軍府数は管県数と合わぬ場合が殆んどで、一県内数地團となる場合と共に、逆に一地團が兩県以上に跨る勘定になる場合も多かつた。こうした県と府との不整合は、何処かで整合されなければ県籍を案じて簡点を行うに技術的困難が伴つたに違いない。そしてそれは何処で整合され得たかと云えば郷を單位とすることにあつたと思われる。一郷は五百戸とすれば、一県は大小各々二―三千戸から一万戸以上迄あつて、五―六郷から二〇數郷迄あつた勘定になる。一郷六―七百丁として最高三丁一兵位の点兵率で約一千の兵を得るには最低五―六郷以上となる。或いは一県を以て一府を置き、或いは大県一県下の二〇數郷を教府に配し、

或いは兩県から数郷を取つて一府の地団が設定せられていたものであろう。このように考えるとき、州県民籍帳がすべて郷ごとに作製されたことの意義は、単に税物配徴等の便宜のみに止らぬことが理解できる。先に見た如く、州県から「本府」に送られる兵士の名簿は、恐らく郷別にまとめられたものを合して一地団分が当該府に送られたものであり、地団が兩県に跨るときは兩県から当該地団所屬の郷分についての名簿が送られてきたものではなからうか。

II 府兵の年齢

府兵の該当年令が、二一歳成丁より五九歳までで、六〇歳にして入老退役とされていたことは周知の通りである。但し若干異伝がないわけではない。丁中制それ自身が変わせられた時期（神龍元年（七〇五）より景龍三年（七〇九）迄は二二歳成丁五八免役。天宝三載（七四四）十二月以後二三歳成丁）は、簡点年令も勿論それに準じたに相異なるが、それを別にしてもなお次の記事がある。

(A) 凡民二十、為兵、六十而免。（新唐書兵志）

(B) 年二十為兵、六十而免。（通鑑卷一貞觀十年九四）

(C)（先天二年詔曰）二十一入募、六十一出軍（新唐書兵志）

しかし此等の記事はいずれも史料価値に於て劣る。そしてたとえば同じ通鑑が他の箇所卷二に於ては「初諸衛府兵、自成丁、從軍、六十而免、其家不免雜徭。」と云い、又同じ兵志が「二十為兵」「二十一入募」等と記しているものであつて、これは決して丁中制に変更があつたためではなく、単なる誤写か文学的表現における修辭的な概数挙示のためである。(C)の「六十一出軍」は明らかに誤写である（冊府元龜一二四帝王部修武備、唐会要七二京城諸軍、先天二年睿宗詔）。即ち府兵該当年令は一貫して「成丁」から「入老」までであつた。ただ注意すべきは、浜口博士が指摘された如く「簡点の施行されるのは三年目に一度宛であつたから、二十一歳徴兵適齡と同時に簡点されて入役する者許りではなく、中には二十二歳、或は二十三歳を以て入軍する者も有つた訳である。然も出役年令だけは、簡点の年次に関せず、一斉に為老則ち六十歳を以てする事としていたのであるから、兵士に依つて在役年限に多少の長短の差があつた訳である。」（浜口重國「府兵制度より新兵制へ」『史学雜誌』四一編一〇号二三―二四頁）又、三丁に一兵という点兵率が定められていたらしいが、この点兵率の最大限を示した迄で「實際

は各折衝府をして所定の定員一例えば上府ならば一千二百人—だけ点じたのである。」（同上二頁）従つて毎三年の点入は定員内における三年間の死退入老廢疾者分だけの欠員補充であつた。そしてこれが原因となつて、地域によつて府兵の年齢に差を生み出す可能性があつた。即ち同じ軍府州であつても戸口数に対して軍府の少い州県では、大多数の丁男が兵役外に在り、従つて簡点に當つては殆んど常に入丁直後の若壯者を撰取することができたと思われる。所が戸口に対し不釣合なまでに軍府を列置せられた州県や、軍府は少くとも府兵以外の兵募・防丁・土鎮等に多数の若壯者を奪われたような州県では、点兵を免れて白丁で居る者はむしろ例外的に少いとさえ云える。従つて毎三年の欠員補充に當つても、入丁直後の若者ばかりを撰取したのでは不足し、先に点兵を免れていた稍々年上の白丁をも括取することになつたと思われるのである。かくて軍役偏重の州県に於てこそ、むしろ比較的高年令になつて簡点される兵士が混つたことが考えられる。西域出土文書等の中に現われる衛士の年令等を考える際にもこうした条件は一応注意してみる必要があるであらう。

右に連関して、通典^二將軍總叙に、先天二年正月十日敕として「往者衛士、計戶取充、使二十一入募、六十出軍、既憚劬勞、咸欲逃匿。今改取二十五以上充、十五年即放出。頻經征鎮者、十年放出。」とある。これに拠ると先天二年（開元元年）に法を改めて二十一歳丁入軍を止め、二十五歳に達して始めて入軍としたこととなる。しかし後述の如く開元九年には二十一歳入軍の実例があるばかりでなく、契丹・吐蕃の活動は開元年間に入り本格化し点兵はいよいよ強化される傾向にあつた。「十四十五上戰場」と云う極端な括取さえうたわれている。このときに当り徵兵年令の大幅引上げを行うことは果して考えられるであらうか。武・韋后と続いた政局の紊乱を整頓せんとする玄宗が、執政として民力を休めんとした意図は疑えないが、新唐書兵志は「今宜取年二十五以上、五十而免、」と云い乍ら「雖有此言、而事不克行」と称している。全く、先天二年敕がこの時限りの一時的恩典を示すものでない限り、兵志の編者の意見はもつともであると思われる。又、いづれにせよ府兵制は既に衰退期にあつて右の勅もその前提に立つて既に兵制として重きを置かれなからこそ優免の対象としたとい

う見解も成立つ。しかしそれにしても以後三七年間は命脈を保つた府兵制は果してこの時既に見棄てられていたわけだろうか。退役年限の短縮はわかるが、点入年令の引上げによつて、体力的にも若年者に劣り、社会的にも扶養者を抱える層のみを点兵対象とするのはどうも解せないのである。敢えて通典編者の要約の仕方に疑義を挟むことが許されるとすれば、右の敕文は些か違つた主旨のようにも受取れるのである。

冊府元龜^三一帝王部修武備門及び唐会要^七京城諸軍は、右の敕文のより原形に近いものを載せ、特に冊府元龜はそれが睿宗の下で執政者たりし玄宗隆基の出せし「誥」なることを明記している。而してそれは、

前、応令(冊府元龜)天下衛士取年二十五已上者、充十五年即放出。同以下

とある。これは「其れ天下の衛士、年二五已上の者を取りて充てるは、十五年にして即ち放出す。」或いは「応に天下に令し、衛士の取年二十五已上の者は、充つること十五年にして即ち放出すべし、」とは読めないであらうか。即ち、「年二五已上になつて点兵された者」についての恩典と考えることはできないのだろうか。

しかしこれには直ちに反論があるであらう。もし二五歳過ぎて点入された者のみの恩典であるならば、二一歳と同時に点入せられ六〇歳迄服務する者に比し余りにも優遇されすぎて不公平ではないかと。だが二十五歳已上で点兵せられる衛士と云うものが、もし在来からあつたとすればそれは如何にして生ずるかを考えて見る必要がある。彼等は二一―二三歳当時等かの理由で簡点せられず兵たるに不適とされたものである。簡点の前年成丁とすれば二五歳迄に一度、簡点の年成丁であれば二度、簡年の翌年成丁としても一度、夫々簡点に揀退された者である。一度ならず二度迄も不簡とされたような者は、種々なる理由でともかく兵たるに相応しからぬ条件の者と判断された者であらう。それが更めて点入せざるをえない事情が生じたとき二五歳已上の衛士が生じたと思われる。それは先にも述べた如く兵役偏重の州にこそ見られたであらう。彼等はずともと府兵にも又その他の兵募・防丁・土鎮等にも点ぜられなかつた様な兵役不適の条件の所有者で、しかも兵源枯渇によつて二五歳過ぎて駆り出された者ということになる。彼等が「頻経征鎮者」と共に特に優免の対象となつてもよさそう

である。又「充十五年即放出」は新唐書兵志及び通鑑^{卷二〇}開元元年正月乙亥条に「誥、衛士自今二十五入軍、五十免」とあるのとは合致しない。会要・冊府元龜では25+15=45才免となる様に見える。もし五〇才ならば「充十五年即放出」は「充二十五年即放出」でなければならぬ。一、五年が二、五年の誤りであろうとは誰しも直ぐ抱く考えであるが、しかしまだ他に考える余地がないわけではない。

一つ注目を惹くのは「取年二十五已上者」と云う表現を正確に伝えた会要・冊府元龜が共に「充十五年即放出」と、充軍已来の年数を以て表現しているのに対し、兵志・通鑑が共に「五十而免」と到達年令を以て示していることである。前者は或いは二十五已上であるから最低四十五歳、最高は五十歳以上をも含めた表現となるかもしれないが、それにしても四十五歳放出は一時の恩典としても実行は疑わしい。では「十五年即放出」が「年五十即放出」の倒錯と見る可能性は無いかと云うに、これは会要・冊府元龜の外通典も「十五年」としているから、まずありえない。もと正しくは「二十五年」或いは「年五十」とあつたものを、冊府元龜・会要・通典が揃つて「一五」と誤つたとは些か

考え難い。然らば兵志・通鑑の筆者達は、何処に「五十免」説の根拠を有したのであろうか。何等か別の材料が存したのかもしれないが知るを得ない。ただここに興味ある材料を一つ紹介しておきたい。それは前述の寧楽美術館藏開元二年西州蒲昌府文書中に見出される衛士の名簿(仁井田番号一八、藤枝番号二の中)である。

- (前 欠)
- 1 樊羈女 張成住 淳于土通 □□ 趙 □□
 - 2 康羊皮 趙才仁 李成子 蘇□□ 東却罔
 - 3 馮住龍 高君仁
 - 4 人承帳及隨番
 - 5 安行仁 郭真通 張文達 竹文[?] 康世[?]
 - 6 蘇道代 宋留仁 孫智悉 丁龍官 康[?]
 - 7 宋黃師 白居易 康[?] 六 肱仁素 前君 □□
 - 8 張屯仁 康君住 宋梁師 秦慶成 趙黃 □□
 - 9 趙子子 牛慈海 淳于德通 魯君行(信)[?]
 - 10 皇甫[?] 王猫子 宋德倚(備)[?] 龍勝 □□
 - 11 人入六十
 - 12 闕龍珠 張武[?] 郭成[?] 王政則 茂 □□

- 13 車延住
- 14 人侍 丁
- 15 麴同仁 蘇員禮 董皇甫[?] 康豆[?]
- 16 人五十 停番
- 17 康巧住 曹恒々 翟永文 王滿佐[?] 鄧員[?]
- 18 康興奴 趙貞達

(後 欠)

この文書自体には日付はないが、この一群の文書の日付がすべて開元二年二月から八月の間に分布していることから見て、開元二年のものであることは略々間違いない。即ち先の先天二年（開元元年）誥の直後の軍府兵の文書であることが重要である。本文書自体の性質の検討は別の機会に譲るが、最近西村元佑氏等によつて紹介せられた大谷文書第三〇二八、三〇二九、三〇一六、三〇二一、三〇二七、三〇二六、三〇一九の一連の文書は、記載形式に於て正しく右の蒲昌府文書と相当するものである。但し大谷文書にては□人とある所にすべて人数を書きこんであるのに、本文書では空白に止り、大谷文書では人名に傍点を以てチェックした形跡があるのに、本文書にはなく、何等の押印も見

えない様であるのは、本文書が何等かの事情で未完のままに止つたか、或いは皇出文書の控え・写しと云つたものか、ともかく文書そのものとしては些か大谷文書中のそれとは相異することを示している。寧楽美術館文書中にはなお数点同様の名簿の残片が存し、大谷文書と比較検討するとき種々の問題を提起しうると考えるが、それは「分番・戍辺・禁衛」として別稿で取扱うこととしたい。さて右文書を見ると、第11行に「□人入六十」とあつて「六十而免」の規定が現実に行われていたことを物語つてゐるが、第16行目に「□人五十停番」とあるのが注目される。「停番」とは恐らく烽候・鎮・戍や州県に番上（京師上番は原則上定められているものの、問題の多いことは別に詳論）するのを停止し、六十歳迄は依然軍籍を除かれないが、肉体的に榮な「守府」のみに当らしめたことを意味したものであろう。文書に徴するに、特に府官の仗身には老年兵を充てていたようである。五十停番のことは未だ史書にその記事を見ないが、正にここに「五十免（番）」を見出すことができる。兵志・通鑑の伝える「五十免」は或いはこれに相当し、先天二年誥の真意はこの停番を規定したものであつたかもし

れず、或いは又全く別の停番規定があつて、混入して来たのかも知れない。しかし又これは四十五歳放免説に対しても有力な否定材料である。何しろ誥が下されて一年しか経たぬのであるから、如何に「事不克行」と雖も痕跡位は認められそうなるものである。しかし又一面、完全な「放出」「放免」として軍籍から除くのでなく、ただ免番・停番として扱うのであれば、これは四十五歳から適用してもさ程困難ではなかつたかもしれない。どこかに四十五歳停番の証があればこの説は充分成立つ。しかし今の所はこの五十停番が唯一の証跡であり、一度下された四五歳放免が、各軍府の実状に依じて変更を余儀なくされ、五十停番に改められたのかもしれない。この文書に徴する限り、「五十放出」は完全な「放免」としてではなくて「免番」と云う措置として実行されているのである。先の「十五年放出」と「五十而免」とについては、まだ疑問が残るが、今は暫くこの程度に止めたい。

Ⅱ 簡点の年次

府兵の簡点については「凡三年一簡点、成丁而入、六十而免。」（六典五兵部）と云う規定が知られており、仁井田博

士はこれを日本軍防令と比較せられて、開元七年軍防令の条文に比定された。但し「三年一簡、成丁而入」は別条に基くかもしれないと注記されている（唐令拾遺）。開元七年令に比定された根拠は明確でないが、恐らく六典編纂の経過及び典拠についての一般的知見に基かれたものであろう。これに対し、浜口博士はこの規定を貞観以来の通規で開元七年には既に廃せられていたと考えられ、唐長孺氏は却つて開元七年当時は「三年」でなく開元二五年令に到つて定められたものと推定せられている。こうした見解の生ずる所以は、開元六年勅として伝えられる記事の解釈にかかっている。唐会要^{卷七} 府兵の項に

開元六年五月二十七日勅、諸折衝府兵、毎年一簡点、至時所可条奏。

とあり、屢々現行会要と字句の異なる場合のある南宋の玉海所引の会要も、この点は一致している。所が新唐書兵志は、玄宗開元六年、始詔、折衝府兵、每六歲一簡。

と伝えている。仁井田博士はこれについて特に見解を示してはおられないが、浜口博士は新唐書に拠つて会要の「毎年」は「每六年」の脱文であり、貞観以来三年一簡の規定

であつたものにこの年変更を加え倍の六年一簡に簡年間隔を延長されたものと考えられた。これは武后朝以後の一般的紀綱紊乱と共に、府兵の徵発も次第に原則勵行が困難となりつつあつたし、一方次第に府兵以外の兵種の活躍が見られると云う大勢を踏まえ、我が国における班田・造籍の年次が次第に弛緩して間隔が長くなる傾向を見せた事実等を念頭におかれてのことであろう。それは又新唐書兵志の編者の見解でもあり、兵志は続けて「自高宗武后時、天下久不用兵、府兵之法寢壞、番役更代多不以時」とのべている。もしこの解釈に立つとすれば翌開元七年公布の軍防令には当然六年一簡点をうたつていなければならぬ筈であり、たとえ七年令の編纂が四年に着手されたとしても何等六年の改正が考慮されないと云うのは解せない。

この点に疑問を感じられたのが唐氏である。氏は、一般的に云つて会要と新唐書との史料価値を比較した場合、新唐書を以て会要の誤りを訂すのはかなり慎重でなければならぬと考えられたに違いない。右の「毎年一簡」「每六歳一簡」については断定を避け、ただ何れにしろ六典の掲げる「三年一簡」とは合致しない。もし六典に云う所が開元軍

防令とすれば、それはこの開元六年勅の直後に制定された七年令に非ずして、その後改変を加えられた二十五年令に他なるまいとされたのである。唐氏の考えの底には、右の表面的理由の外になお次のような推論が横つているようである。即ち本来兵員最適者を常時定数いづばい確保する建て前からすれば、簡点は毎歳行うのが理想である。武后朝以後の軍興頻発と共に兵員増大はいよいよ強く要求された。従つて府兵制における簡年は末期に近付くにつれ延長よりもむしろ短縮されたのではないか。制度が弛緩し簡年の間隔が開いてゆくという衰頹傾向も考えられるが、むしろ毎歳一簡から更に非時簡点へという風に点兵年次が短縮され点兵が強化されてゆく傾向の中で、府兵制の矛盾が激化し崩壊に至つたと云う方が真相に近いのではないかという考えである。それは兵志が「自高宗武后時、天下久不用兵、府兵之法寢壞」とのべるのに対し、高宗朝以後からこそ東は契丹、西は吐蕃、北は突厥の侵入が激化するのであり「志所云大誤」なりときめつけている氏の言葉の中にうかがわれる。但し毎年簡点は実施上繁擾を極めて不可能であり、毎三年一簡程度が最も実情に適つている。そこで毎歳

一箇を目標としつつ實際の経験を採り入れた結果、最も合理的な毎三年一箇に最後に落着いたものと推理されたよう
で、由つて毎三年一箇を開元二五年令に比定されたのであ
る。右の論点も今一度顧るだけの値うちはあると思う。他
に開元六年勅の史料が得られない以上、これ以上の憶測は
無意味であるから暫く他の方面から検討してみよう。

府兵簡点に関する記事を年代順に拾つて見ると、

(A) 武徳九年十一月、簡点使左僕射封德彝等、以中男十八已上簡取

入軍、勅旨已出、給事中魏徵執奏不可。上怒、略中、依式点入、

於理何嫌。略中、徵正色曰、略中、若次男以上、並点入軍、租賦雜

徭將何取給、且比國家衛士、不堪攻戰、豈其為少、略中、若多点

取人還充其數、雖多於終是無用云々、（唐会要八五团貌雜錄）

(B) 貞觀元年四月、發諸道簡点使（唐会要七八諸使雜錄）

とあつて、武徳末貞觀初の簡点に當つては諸道に簡点使が
中央から派遣されていたこと、それが少くともこの頃には
連年出されていたことが知られる。而してこれは所謂府兵
制確立（貞觀十年）以前の形成期であるが、單なる臨時徵兵
についてのものではなく常備軍衛士の簡点である。思うにこ
の頃は簡点について一定の年次が定められていたわけでは

なく、必要に応じてその都度遣使されたのではなからうか。
それが一定の年次を以て行われるよう制度化されたのは恐
らく折衝府制確立の貞觀十年以後のことであろう。今仮り
にこの年を起点として、以後毎三年一箇の規定が守られた
場合の簡年を表示してみると第三表中の A 記号の年となる。
所が簡点に関する次の史料は、

(C) 咸亨三年十二月、頒下簡点格（唐会要七八諸使雜錄）

とある。この簡点格の内容は目下の所全く知るを得ないが、
この年は貞觀十年を起点とする毎三年の簡点仮定年に一致
している。所がここに問題がある。既に見た如く衛士帳の
作製は毎歳十一月上であり、名簿は毎歳正月に府で印し訖
る規則であつた。毎三年の簡点も州県の計帳が十月末戸部
奏訖であつたから、大体この月次に簡点を終つたものと思
われる。すると十二月頒下の格は翌年一月送府の名簿作製
のためとしても遅きに過ぎ、到底その年の簡点には間に合
わぬとしか思われぬ。するとこれはこの年実施されたも
のではなく、翌年に備えて出されたものかもしれない。即
ち貞觀以来毎三年の簡点を行つてこの年に到つたがこの年
点兵規定を改定したため乃至何等かの事情で簡点を中止し、

更めて翌年点兵を実施したのかもしれない。或いはこの年までは三年一箇の原則は確立されておらず、この年が貞観十年起算の毎三年目に当るのは偶然で、この格を以て三年一箇点のことが確立したのかもしれない^⑧。次の仮定として、聖威亭四年を起点とする毎三年の簡年を設定してみると、第三表B記号の年次がこれに当る。すると偶然であろうか開元六年は正しくこの簡年に当ることとなる。しかも今度は勅の下されたのが五月二十七日とあるから、これは正しくこの年の簡点のために下された詔に相違ない。そこで若し六年一箇とした場合の簡年を示すとC記号の年次が相当する。次に試みに造籍の年と定められた丑辰未戌、定戸の年と定められた子卯午酉の年を見るため十二支を記入し、且つ敦煌・吐魯出土戸籍の伝存するものを籍を以て表示してみた。鈴木俊教授によれば、丑辰未戌年の造籍の規定は、早くとも長寿元年から始められたらしく、大足以後開元中期迄は確実に行われたらしいが、開元後期は戸籍の現物が伝存せず、天宝の戸籍は三年一造であつても既に丑辰未戌年作製の原則から外れている。してみると定戸が確実に子卯午酉の年に行われたのも右の期間であろう。そしてこの

期間に関する限り、Bの年次は尽く子卯午酉の三年一定戸大団貌の年と一致し、まさにこの年次に簡点が行われた可能性が強い。然らば開元六年以後はと云うに、開元十年以後になると造籍の確認もなく定戸団貌の年も定かでない。ただ現存する籍帳中に衛士と注記されている者を採り上げて検討する途がある。

伝存戸籍を検するに、唯一例、敦煌発見開元十年籍^⑨の戸主郭玄坊の戸中に、

男思宗 年式拾貳歳 衛士

転前籍年廿一、開元八年帳後良、加
就実被[?]開元七年十二月十三日符、從
尊合貫付、開元九年後奉其年九月九
日格点入。

と見える。即ちこの郭思宗は「前籍年（開元七年）既に廿一歳とされていたが、開元八年の貌閲でその誤なることが明らかとなり、開元七年十二月十三日の通達（符）を適用されて父の戸貫に付せられた。そして開元九年に廿一歳成丁となり、その年九月九日の格に従つて点入され衛士となつた」と云うわけである。開元九年と云えば、彼の宇文融の括戸の始つた年であり、同じ九月には「求訪武士詔」（唐大詔令集一〇二）も出されている所を見ると、軍備増強の諸範の

第三表 府兵簡点年次推定表

西曆	年号		西曆	年号	支	西曆	年号	支
627	貞觀 10	21成丁 A 60免役	691	天授 2	B	722	開元 10	戌 國 E ₃ [E ₂]F ₁ [F ₁]
	13	A		如意 1			11	亥 E ₄ [E ₁]F ₃
	16	A		長壽 2	A D		12	子 C [E ₄]F ₂
	19	A		延戒 1	B	725	13	丑 E ₃ [E ₁] [F ₁]
	22	A	695	萬登 1			14	寅 E ₂ [E ₂]F ₁
651	永徽 2	A		封萬 1			15	卯 E ₁ [E ₁] [F ₁]
654	5	A		通天 1			16	辰 E ₄ [F ₂]
657	顯慶 2	A		神功 1	B		17	巳 DE ₁ F ₁ [F ₁]
660	5	A		聖曆 1		730	18	午 C E ₂ [F ₁]
663	龍朔 3	A	700	久視 1	子 B		19	未 DE ₁ F ₁ [F ₁]
666	乾封 1	A		大長安 1	丑 國		20	申 F ₂
669	總章 2	A		2	寅		21	酉 F ₁
672	咸亨 3	A D		3	卯 B		22	戌 F ₁
	3	4 B		4	辰		23	亥 F ₁
4	上元 1		705	神龍 1	巳 22成丁 58免役	735	24	子 C
5	2	A		2	午 B		25	丑
6	儀鳳 1	B		景龍 1	未		26	寅
7	2			2	申		27	卯
8	3	A		3	酉 B		28	辰
9	調露 1	B	710	景雲 1	戌 21成丁 60入老	740	29	巳
	1			2	亥 D [E ₂] [F ₂]		天寶 10	午 C
680	永隆 1			3	子 [E ₂] [F ₂]		2	未
	1	A		太極 1	子 B [E ₄] [F ₁]		3	申 18中男 國
	1	B		先天 2	丑 國 E ₁ [E ₁]F ₃		4	酉 23成丁
	1			開元 1	寅 [E ₂]	745	5	戌
	1		715	3	卯 B E ₂ F ₂ [F ₂]		6	亥 國
	1	A		4	辰 國 E ₁ [E ₄]F ₁ [F ₂]		7	
685	嗣聖 1	B		5	巳 E ₁ [E ₅] [F ₂]		8	5月9日 停折衝府 魚符
	1			6	午 B C E ₂ [E ₃] [F ₁]			
	2			7	未 國 [E ₄]F ₂ [F ₃]	750	9	
	3	A		8	申 E ₄ F ₃ [F ₂]		10	
	4	B		9	酉 B D E ₅ [E ₃]F ₂			
	永昌 1		720					
690	天授 1	A						

備考 1. Aハ貞觀10ヲ起点トスル毎3年簡点年, Bハ咸亨4ヲ起点トスル毎3年簡点年, Cハ開元6ヲ起点トスル毎6年簡点年ヲ示ス。
 2. 國ハ現存敦煌等戸籍ノ年次ヲ示ス。
 3. Dハ戸籍記載衛士ノ成丁年次ヲ示ス。Ex ハ天寶差科簿記載衛士ノ成丁年次(天寶10ヨリ逆算)及ビ入数ヲ示ス。[Ex]ハ同ジク天寶6載起算ノ場合。Fxハ同ジク朔衛ノ場合ヲ示ス。

措置が取られたらしいが、九日格についてはそれが如何なる方面についての規定か知る由もない。或いは前述の先天二年（開元元年）詔で取二十五已上者充と定めた衛士の点入年令に変更を加え二十一成丁にもどすと云う主旨であつたかもしれない。^⑤ともかく右によつて、開元九年に簡点が行われたことだけは紛れもない事実と云わなければならぬ。而して開元九年は従来通り三年一簡とするか或いは毎年一簡とすれば簡年に当るが、毎六年一簡とした場合はどう算しても開元六年の次の簡年には当たらない。兵志の六年一簡説は早くも障碍にぶつかるのである。然らば毎歳一簡説は成立するであろうか。筆者の知る限り簡点年次の明記された史料は右の一条に止る。他は戸籍面に記載された年令から逆算して入丁の年次を推定し点入年次を考えてみる以外にない。今現存戸籍中の衛士について一括表示すれば第四表の如くである。これをD記号を以て第三表に記入する。

又、ペリオ発見敦煌諸郷天宝六〜十載差科簿を研究された西村元佑氏^④は、同文書記載の衛士四一人、翊衛二七人につき、文書の推定年代の上・下限たる天宝六載、一〇載を

第四表 敦煌吐魯番戸籍衛士成丁年次表

戸籍年次及発見地	戸主・衛士姓名	籍面 年齢	成丁年次	備 考
大足1 敦 煌	戸主 常豊才	50	咸亨 3	推定簡点年「唐宋法律文書」 翌咸亨4?
吐魯番	? 男智力	29	長寿 2	仁井田 p.679 延載1? 仁井田 p.682
"	? 聖曆2年帳後点入2名			翌久視1? p.683
天宝6 敦 煌	戸主 程智意	49	開元 7	仁井田 p.709
開元10 敦 煌	戸主 郭玄昉男思宗	22	開元 9	開元9入 「東洋文化研紀要10」 山本 p.186
天宝6 敦 煌	戸主 程思礎	47	開元 9	開元9 仁井田 p.700
	弟思忠	39	開元 17	仁井田 p.701
天宝6 敦 煌	戸主 柱懷奉亡兄崇真	37	開元 19	但武騎尉, 開元18授 仁井田 p.712
	戸主 卑二郎父思亮	58	景雲 元	仁井田 p.714

夫々起点とする逆算推定成丁年次を第五表の如く整理せられた。これを夫々〔E〕、〔F〕として第五表に記入した。先に考察した如く、成丁の年が必ずしも点入の年とは限らない。点兵率の極度に高かつた隋右西陲地方では、率ね成丁直後乃至それに最も近い時期の簡点で点入された場合が多かつたが、

第五表 天宝差科簿衛士・翊衛成丁年次表

衛士 49 件

翊衛 27 件

年令別	人員	推定成丁年次	
		E	[E]
41	1	開元 19	開元 15
42	2	18	14
43	1	17	13
44	4	16	12
45	1	15	11
46	2	14	10
47	8	13	9
48	0	12	8
49	4	11	7
50	3	10	6
51	5	9	5
52	4	8	4
53	0	7	3
54	2	6	2
55	1	5	1
56	4	4	大極天 先景雲 1
57	2	3	景雲 2
58	0	2	1
59	4	1	景雲 1
不明	1		

年令別	人員	推定成丁年次	
		F	[F]
37	1	開元 23	開元 19
38	1	22	18
39	1	21	17
40	2	20	16
41	1	19	15
42	0		
43	1	17	13
44	0		
45	0		
46	1	14	10
47	0		
48	2	12	8
49	3	11	7
50	1	10	6
51	2	9	5
52	3	8	4
53	2	7	3
54	0		
55	0		
56	1	4	先天極 太景雲 1
57	2	3	景雲 2
58			1
59	3	1	景雲 1

備考 1. 西村元佑氏「唐代敦煌差科簿の研究」西域文化研究三 423 頁ニヨル。景龍年間ハ、22 成丁ニヨリ修正。
2. Eハ天宝 10 起点。[E]ハ天宝 6 起点ノ逆算ヲ示ス。

その中に若壯者不足のため時々かなり高令に達してから点入された者が混じていると云う状態であつたと思われる。又若壯者を他の兵種に奪われるに到ると高年者を括取点入した場合も考えられる。ただ一応の参考として眺めると、咸亨三年、長寿二年の成丁は夫々その年か翌年かの簡点に入入されたものであろう。所が事例の増える開元初年以後は成丁年次は殆んど毎年に分布しており、員数を検しても殆んど規則的な山を求めめることは困難である。翊衛の方は若干波を認め得るが、これ又三年一簡乃至六年一簡と云つた規則的波を検出することは困難である。かくて開元六年を境として、点年次に何等かの変更が加えられたか否かをうかがう事は困難で、六年以前が三年一

簡であつた明証も確認されないわけであるが、ともかく六年一簡説にとつて極めて否定的な資料であり、毎歳一簡を否定する根拠はないばかりか、むしろ積極的に毎歳一簡説を成立せしめる可能性が濃いことを示している。かくて会要の開元六年勅毎年一簡点説は更めて考慮され、反対に兵志の每六歳一簡説はその出所を疑われることになつた。然らば翻つて、開元七年軍防令は何故この点で新制を掲げず、「三年一簡」をうたつているのであろうか。この点については次のように考えることができる。即ちもともとこれが開元七年令である確証はない。六典引用の令文は稀に開元二五年令もあると同時に、開元三年令も含まれていることは周知の通りである。この「三年一簡点」を七年令と考えると、ねばならぬ理由もないと同時に、二五年令と考える根拠は大勢上から成り立ち難く、むしろ貞観・永徽令を承けた三年令と考えるに何の支障もないと思われるのである。

- ① 拙稿「唐代兵募の性格と名称とについて」『史淵』六七・八合輯（昭和三十一年）参照。
- ② 玉井是博氏「唐代防丁考」『支那社会経済史研究』所収参照。
- ③ 本文書については、仁井田陞「吐魯番出土の唐代公牘（蒲昌府文書等）」『書苑』一卷六号（昭和二十二年八月）に、文書につけ

られたベリオの簡単な解説の牧野巽氏による翻訳と共に概略が紹介せられている。学界の一部では既に周知の文書であるが筆者は藤枝助教の写真（東洋文庫蔵）によつてはじめてその存在を教えて戴いた。付記した番号は夫々仁井田博士が紹介される際写真に付されたものと、藤枝氏の写真に付せられた仮番号である。又文書の判読をはじめ諸般の知識について、東洋文庫の池田温氏に並々ならぬ御指導を戴いた。付記して感謝したい。なお蒲昌府については別稿に詳考する。

- ④ ここに見える地団に関しては、隋以来の軍坊郷団の制が関係あると思われるが、やや長くなるので詳考は別稿に譲る。
- ⑤ まだ検討の余地があるが、敦煌発見天宝六載龍勒郷都郷里戶籍中の戸主杜懷奉の亡兄男崇真は、天宝六載の籍面年令參拾柒歳、衛士・武騎尉である。逆算するに彼の成丁の年は開元十九年となる。所が彼の受勲に関し、戶籍には「開元十八年閏六月廿日授甲頭李処明」と注せられており、成丁の前年既に勲官に叙せられていたことになる。とすれば彼の入軍は更にそれ以前と云うことになるわけかと思われる。
- ⑥ 『敦煌綴瑣』上・瑣三九・三三六〇・詩歌殘卷参照。
- ⑦ 『西域文化研究』第三卷、小笠原宣秀・西村元佑「唐代役制關係文書考」参照。
- ⑧ 浜口重国「府兵制度より新兵制へ」上『史学雜誌』一編十号。
- ⑨ 唐長孺『新唐書兵志箋正』北京、一九五七。
- ⑩ 簡年規定が軍防令に規定されたとすれば、貞観十一年の貞観令、永徽三年の永徽令、に載せられたと思われるが、定戸・造

籍の年を各々子卯午酉、丑辰未戌とすることは武后朝になつて定められた可能性が大きいようであるから、簡点年次の確定も案外遅いことがありうる。

⑪ 鈴木俊「戸籍作成の年次と唐令」『中央大学文学部紀要』史学科第三号。

⑫ ベリオ三八九八。山本達郎「敦煌発見戸制田制関係文書十五種」『東文化研究所紀要』十冊、一八六頁。

⑬ 即ち先天二年詔の文を通説通り徵兵適令の全般的引上げと解した場合。

⑭ 西村元佑「唐代敦煌差科簿の研究」『西域文化研究』第三、四二二三頁。

執筆者紹介

押野 昭生 龍谷大学講師

狩野 久 京都大学大学院学生

堀池 春峰 東大寺図書館勤務

菊池 英夫 東洋文庫研究生

越智 武臣 京都大学助教授

岸 俊男 京都大学助教授

例会予告

十二月三日（土）午後一時より

京都の伝統産業をさぐる（予定）

——西陣織物・清水焼見学——

in the 14th year of the *Bummei* era. This import was conducted in connection with the reconstruction of the temple by *Eikô* born of the *Sagawas*, an influential family in the north-eastern part of the *Yamato* Province. Some fragmentary pages from the "Scriptures Inviting Ship" are saved from destruction and tell us how and where those on board purchased their food, thereby suggesting the route, they took to go to their destination. The scriptures thus brought are by good luck preserved at the *Zôjôji* Temple in Tokyo. This may be a rare occurrence which clarifies a history of Scriptures imported in the *Bummei* era.

Some Notes on the *Fu-P'ing* 府兵 System of the *T'ang* 唐 Dynasty

by

Hideo Kikuchi

This article is a part of the monograph 'The Military System of *T'ang* 唐 centering the *Kai-Yuan* 開元 and *Tien-Pao* 天寶 periods, the main part of the first chapter. I, here, treat the relation between common tax-payers as a basis of military service, or *Pai-hsing* 百姓 registered in the *Chou-hsien* 州縣 census, and *Fu-P'ing* 府兵 (*Wei-che* 衛士) entered in the *Chün-fu* 軍府 register, and then the relation between (1) registers in *Chou-hsien* 州縣 and *Chün-fu* 軍府, (2) the procedure of *Chü-fu* 軍府 register, (3) the conscription procedure, (4) the jurisdiction of *Chou-hsien* 州縣 and *Chün-fu* 軍府, and (5) the conscription term of *Fu-P'ing* 府兵 in the so-called *Chü-fu-chou* 軍府州.

Owing to many students' accomplishments, I try to study some points as a basic work to use resources of military system from *Tun-Huang* 敦煌 and Turfan which were recently introduced, and the investigation of some special aspects of *T'ang* system at work may be a basis of studying the developing history of official system in China.